

令和5年度沖縄県犯罪被害者等支援審議会 議事録

1 日時 令和5年7月28日(金) 9:30~11:30

2 場所 沖縄県本庁舎6階第1特別会議室

3 出席者

(1) 委員 (6名)

会長：矢野 恵美 (現職：琉球大学法科大学院 教授)

委員：池原 泰子 (現職：(公社)沖縄被害者支援ゆいセンター 犯罪被害相談員)

委員：吉元 なるよ (現職：沖縄県公認心理師協会 会員)

委員：村上 尚子 (現職：沖縄弁護士会 犯罪被害者支援に関する委員会委員)

委員：樋口 美智子 (現職：沖縄国際大学総合文化学部人間福祉学科 准教授)

委員：河井 由美 (現職：～犯罪被害者支援～ひだまりの会 okinawa 代表)

(2) 事務局 (4名)

子ども生活福祉部生活企画統括監、

消費・暮らし安全課長、交通安全市民活動班長、担当主査

4 公開・非公開の別 公開

5 議題

経済的支援について

6 配付資料

- ・次第
- ・委員出席者名簿
- ・配席図
- ・資料1 新たな経済的支援の検討に当たっての基本的な考え方について
- ・資料2 地方公共団体における犯罪被害者等施策に係る経済的支援の導入状況
- ・資料3 新たな経済的支援の検討資料

7 議事内容

【1 開会】

○事務局(奥間課長)

ただいまから令和5年度沖縄県犯罪被害者等支援審議会を開会いたします。

司会進行を担当します沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課の奥間と申します。どうぞよろしくお願いいたします。恐縮ですが、着席にて失礼いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の折、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます

います。

それでは開会にあたりまして、委員の出席状況について、ご報告いたします。

沖縄県犯罪被害者等支援審議会規則第3条第2項によりまして、審議会の開催は委員の過半数の出席が要件となっております。本日は委員7名中6名にご出席いただいております。開催の要件であります過半数の出席を満たしていることをご報告申し上げます。

続きまして本日の会議公開についてご報告申し上げます。

沖縄県犯罪被害者支援審議会運営要領第2条により、本日の会議は公開することとなっております。報道機関や傍聴者には既にお入りいただいておりますので、ご承知おき下さるようお願いいたします。

報道機関の皆様や、傍聴者の皆様におかれましては、会議の支障になる行為がございませんようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本日配付しております資料の確認をお願いいたします。

[資料を読み上げて確認]

それでは以降の議事につきましては、矢野会長にお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

【2 議題：「経済的支援について」】

○矢野会長

皆様おはようございます。

それでは始めていきたいと思うんですけれども、今日は特にですね、支援計画策定後に審議することとしていました経済的支援について審議いただくこととなりますので皆様、いろいろお考えいただいていたことと思います。お願いするまでもなく、活発な議論をお願いできればと思っております。

それでは経済的支援について、事務局の方から資料説明お願いしてよろしいでしょうか。お願いいたします。

○事務局（平良班長）

[資料1～資料3を一括して説明]

○矢野会長

ありがとうございます。本当によく調べてくださってありがとうございます。検討も本当によくしてくださっています。ですので私どもはぜひ、せっかく準備していただいたこの資料を基にして、沖縄県のをよりよいものにしていくことを皆さんで今から検討させていただきたいと思っております。

ご意見の方、もし質問や確認事項があれば、していただいて。もしそれが無いようでしたら、早速、皆さんと意見交換をしていきたいと思っております。

最初に質問確認事項ございますでしょうか。

そうですね。早速もう皆様からご意見をいただいて、検討していきたいと思います。よろしくお願いたします。

まず、ポイントに沿っていきましようかね。

最初の見舞金のところですけども。資料3の検証ポイントで見るのがいいかなと思うんですけどいいですかね。これでいくと例えば多分金額から検討するかっていう感じなんですけど。それと、ご意見あるところをいただきましようか。

資料3の右側の方に、検討ポイント課題を挙げてくださっているので、これをちょっと見ていきたいと思います。

まず(1)の遺族見舞金のところですね。おそらくここをある程度議論すると、重傷病と、精神医療の方も関わってくると思いますので、まずここで少し皆さんと議論をしていければと思います。この順番でなくてもいいのでこの中で気になってるところありましたら、ぜひご意見ちょうだいできればと思います。

個人的に気になってるのは家族内の犯罪に支給制限、ここですね。やっぱりこれは、いらなかなって思います。共犯とかだったら、もちろん全く支給する必要ないんですけど。

もともとの犯給法でもここ、ようやくね、もうこの制限やめようっていう話になってきている。要するにもともと犯罪被害者給付金で通り間殺人みたいなものを対象にしてたから、親族とかを除いてましたけど親族間でも被害者は被害者なので、DVの被害に遭ったから、お金もらえませんかっていうのはちょっと違うかなっていう。個人的にはね。検討しようって書いてくださってるからいいんですけど。多分他の都道府県がサクッとそこを除外するのは、その辺の犯給法の経緯をご存知ないからじゃないかなっていうふうに思うので。この辺いかがでしょうかね、皆様のご意見もございましたら。

はい。お願いたします。

○池原委員

最近の犯罪を見ると家族間でもやっぱり親が子供を、兄弟を、というのを聞きますよね。そういうの考えると、やっぱり残された被害者にも家族がいるわけで、そういう親族の中でもやっぱり種類が出てくるかなっていうのがありますね。

○矢野会長

そうなんすよ。今除いていただいている対象の中に、どっちみち、犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき又は責めに帰すべき行為があったときっていう要件があるので、これに当たっていれば。だから例えば、両親が子供を虐待して殺してしまったと。片っぱは、容認してただけで手は出してないみたいな場合、じゃあ、その人に支給するかというと、これは支給すべきじゃない。もちろんないと思うんですね。それは、この責めに帰すべき事情があるときで、はねることができると思うので。例えば、DVで、両親、片方の親が殺してしまったときに、とか。18歳未満だったら支給したいっていう意見挙げていただいているんですけどだからやっぱり、一律外すんじゃないくて、責めに帰すべき事情があるときにはやっぱり外さない

っていう。支給しないってというのが一つ、あるかなあと思うんですけど。皆様いかがでしょうかね。

〔「同じです」という声あり。〕

○矢野会長

ただ問題は、両親が共犯で子供に支給するって言った時、子供から取り上げられちゃうってというのが心配事項の一つなんです。だからこれの、逆に振り込み方をどうするか、その未成年後見人みたいな人に持っててもらうのか。むしろ自治体だからこそそういう細かいところも配慮できるかなあと思うんですけど、そこってどんないい方法ありますがね、これ私日本じゅうでやったらいいって前から思ってるんですけど何かうまい方法。

○村上委員

そう、除外すべき事例はどんな時か、むしろ考えたほうがいいと思います。矢野先生が言われたみたいに。この親族関係にあった時っていうところで除外するのではなくて。この③番の、この今言われた誘発とか責めに帰すべき行為というところで、除外できるのかっていうことだと思います。

○矢野会長

何か追加したほうがいいですかね。あと誰が判断するかっていうものですよね。そこだと思っんですけど。

○村上委員

よく、過剰防衛とかね。なった時にやっぱり、裁判の結果が出るまで支給できないとかになるので、そこを本当にどう判断するかって難しいですよ。

○矢野会長

これ、基本的に今は、誰が判断するかっていう想定ですか。例えばこの支給制限のところのチェックって、皆さんが窓口になる感じだったら信用できるからいいんだけど。

○事務局（奥間課長）

そうですね。一応、一義的にはうちの方で判断します。

○矢野会長

結局犯給法の際は警察がチェックして、公安委員会でチェックしてるんですよ。

○事務局（奥間課長）

すみません、事務局からよろしいですか。

○矢野会長

お願いします。

○事務局（奥間課長）

例えばですね、今、これは一つの案として突発的に思いついたんですけど、その他知事が認める場合とかですね、そんな感じでもいいのかなと。ただ、他の都道府県もちょっと見ていないので、その辺りも確認が必要ですが。一応行政の立場で見ますと、最後の砦ということなんですけど、その他知事が認めるということで、よくあるんですね。そういった形でできないかということで。ただ、その点、他の都道府県も、ちょっと見てみませんか。細かく。

○矢野会長

分かりました。

そしたら一応この審議会としては、一つのご提案としてはこの1の加害者と被害者が親族関係にあった時っていうのを、これは削除して欲しいんですよ。一律外すっていうのを削除して、それでももちろん、給付できないときはあるんですけど。そこをご検討いただいて全然構わないんですけど。親族関係になったらもう一律削除するのはこれ、もう、長年、犯給法で皆さんから削除して欲しいという願いが出てる項目なので。沖縄県せっかくこれだけ詳しい人が集まった審議会なので、ぜひちょっと。何でもかんでも支給してあげて欲しいって意味ではないんですけど、何でもかんでも支給しないっていうのは、やっぱりちょっと、ご検討いただきたいかなっていうところですね。どうでしょうか皆様。

〔「賛成です」という声あり。〕

○矢野会長

だから、例えば、その他知事が不適切と認めたときっていうところなんじゃないかな。

○事務局（奥間課長）

あまり現場知らないんですけど事情を。どういったケースが、今、その辺りがちょっと分かっていないので。具体的な。

○矢野会長

そうなんです。あとこれ、一律にねこの加害者と被害者が親族関係にあったときって、外すってなっちゃうと、よくあるのは、DVでもう逃げてる。けど離婚はできてませんっていった時に、DVの加害者が追っかけてきて、子ども殺しちゃいましたとか、配偶者殺しちゃいましたっていった時に、この人たち被害者や被害者遺族じゃないのかって言ったらもう、間違いなく被害者だし、被害者遺族なんだけど、それはこの支給制限の①が書いてあるだけで、その人たちは全部最初から外されてしまうので。特に残されたお子さんなんかも、

駄目なんです。みんなもらえないから。それ本当にかわいそうなので。共犯者に支給されるようなこともあっていけないのは間違いないんですけど。それは逆に例外にして、基本的には別に親族関係でも、普通に被害者、被害者遺族ってなるなら、支給するっていうのが、多分、犯給法もうそっちの方に流れてきているはずなんですけど。ここちょっと古いなっていう感じなんです。せつかく沖縄県、そういうのであれば、ここ外すっていうのが一つ、大きいチャレンジじゃないかなと思います。

○事務局（奥間課長）

今の件、3 ページの括弧、真ん中あたりですけども。これまでの委員会からのご意見に対する対応ということで、

○矢野会長

資料1のね、1の3ページですね。

○事務局（奥間課長）

資料1の3ページの真ん中あたりです。

加害者と被害者が親族関係にあった場合に支給制限を設けないことについて、犯罪行為が行われたときにおいて親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合、ていう感じでよろしいでしょうか。

○村上委員

破綻という判断が必要なわけで、破綻してなくても、破綻とはちょっと違うような気がします。

○池原委員

多分これはDVの相手と2人だけのなんです。

○矢野会長

そう、そうなんです。

○事務局（大城統括監）

すいません事務局から、統括監の大城です。

○矢野会長

ありがとうございます。

○事務局（大城統括監）

一応この場でですね、本日のこの審議会の中で、きっちりしたやつをつくり上げるって

うことではなくて、これは委員の皆様いろいろな様々なご意見を聞かせていただくということで。今ご意見の中で、今事務局の方が他県の先進的なモデルケースとして調べた中では、支給制限として、加害者と被害者が親族関係である場合は除かれるというようなことになってるけど、委員の皆さんのご意見は、その支給制限は削除したほうがいいんじゃないか、ということであれば、それを意見として。整理ができるかどうかってのは、また事務局持ち帰って、検討していきたいと思います。

○矢野会長

ありがとうございます。

○村上委員

全国初で他県の先行事例ってということで、三重県をあげていますが、三重県の支給金額も充実してるんですけど。これは古いものよりもむしろ新しいものを、この内容的には、参考にしたほうがいいって部分もあると思います。充実した内容ってということと、やっぱり時代に沿った内容という観点で参考にしたほうがいいのではないかなというふうに思います。

○矢野会長

ありがとうございます。

他県がそういうふうに言ってるのはやっぱり昔の犯給法の制限をそのまま持ってきてるんじゃないかなと思うので、大元になっている犯給法自体が、今もうだいぶこの制限を外すっていう方でも何年もやってきているので、うちの審議会としては、もうこの要件は外す、というご提案ってということで、よろしいですかね、それを最終的に取り入れていただくかどうかは別として。そうでないと。本当に救われない被害者、被害者遺族がいるっていうのが多分このメンバーの経験上の印象なので。ちょっとぜひそれで。もう村上委員が言ってくださったように、うちだいぶ後発だから、一番古いのに合わせる必要もなくて、新しい動きをぜひ取り入れたらいいかなあと、思うところなので、そういう提案で、させていただければと思います。できればここはぜひよろしくお願ひしたいです。

他はいかがでしょうか。所得制限とか、特にいらないですよ。

○村上委員

金額にもよるとは思うんですけどね。

○矢野会長

そうですね。

○村上委員

そんな 10 万の支給について所得制限をするって感じではなくて。どのくらいの支給額にするかっていうのと、一緒に検討は必要かもしれないと思うんですが。

○矢野会長

これ県としては、このマックスの60万なんですか。

○事務局（奥間課長）

60万ではなくてですね、他府県の状況も見ながら、マックスというのは、財政状況等もありますので、その辺りも調整しながら金額は決めていきます。当初、資料の1の方で金額もありましたけれども、ただ、まだ財政サイドと調整してなかったものですから、通常、出すべきでないということで、差し替えしたところです。

○矢野会長

わかりました。

○事務局（奥間課長）

本県の、例えば一括交付金とかですね、毎年減らされている状況。それと物価高で、そのあたりに補助金とか県の方から支給されてる状況を踏まえてですね、やはり県の財政状況を勘案しながら、金額は決めていきたいと思います。

○矢野会長

分かりました。どっちみち金額がここで決めるものではないとは思いますが、でも、一方で、今村上委員が言ってくださったように、すごく安いのにそんなに制限を設けるのか、って話はもちろん出てくるので。一応なるべく高くお願いしたいということでいいんですかね。

○事務局（奥間課長）

はい。また、先ほどお話のありました所得制限についてもですね、他県の場合も設けているところは少ないです。

○矢野会長

そうですね。

○事務局（奥間課長）

ただ、こちらありますとおり、県税を滞納している場合とかですね、そういった、他の県での例がありますので、その辺りもまた、財政状況も関わってきますので。例えば、県営住宅に入る場合とか、コロナ関係の給付金の場合も、県税を滞納していない証明書とかですね、そういったものもありましたので。この資料については、財政サイドにもいきますので、また財政サイド方から入れるようにという要望があるかもしれません。その辺りはちょっと、今後検討してまいります。ただこちらにありますとおり、児童手当とかですね、そういった

前年の合計所得金額とか、今のところは、私ども議論の中には挙ってきてないです。

○矢野会長

ありがとうございます。気になるのは、子供のことで、子供の貧困は沖縄は本当にひどいから、子供だって随分大きくたって、子どもは子供なので、親が県税滞納しててね、子供がじゃあ給付対象者になったとき、あんたどこ県税滞納してるから給付できないなんていうのは、ねえ、ちょっと。厳しいなと思うので、その辺も含めてぜひご検討いただければと思います。

○村上委員

すいません。お願いいたします。

○矢野会長

どうぞお願いします。

○村上委員

見舞金の中の、この資料 3 でいくと、(5) のその他の広島県のものなんですけど、これはぜひ入れてもらいたいというふうに思っています。これはその次の裁判費用のところと、弁護士費用のところでも、同じものが挙げてありますが、実際のところ仮にこれがなかったとするとですね、まず、犯罪被害に遭って、損害賠償請求をすとか、あと刑事裁判での弁護士の援助や、裁判になる前も弁護士の援助って必要なんですけれども、そういうものはもうこの広島県以外のところでは、見舞金があるからそこから補えるだろうっていう、考えだとは思いますが、その見舞金で裁判費用に使っていいのかっていう問題があると思います。当然犯罪被害に遭った方は仕事ができなくなったりとか、いろんな捜査の協力とか裁判の協力で仕事を休む場合もあり、また、精神的な苦痛で仕事ができなくて収入がなくなるとか、それ以外の費用もかかりますが、それらを見舞金で補うっていうのは、厳しいと思います。まず最初の裁判なり、この弁護士の援助の補助っていうのは、見舞金としての中に入れるのか、裁判支援としての中に入れるのかって、項目の問題だと思うんですけれども、この広島県のような援助は、ぜひお願いしたいと思っています。

○矢野会長

ありがとうございます。
お願いいたします。

○吉元委員

はい、吉元です。

今のお話なんですけど、京都府の方が今年の 4 月から条例を制定していて、それでたまたま京都の方と話した時にその話だったんですけど、京都の方は弁護士費用の一部助成で同じ

ように一事件最大 23 万というふうに、出してるようです。要件があつて、裁判所から被害者参加制度の許可を受けていることとか要件もあるようなんですけど、やはり村上先生がおっしゃったように見舞金が裁判費用にかかってしまうとやっぱり生活の再建とかっていう意味では非常に被害者にとっては負担になるので、京都の方も新しくこの資料 2 の方に付け加えていただいて。

○矢野会長

ありがとうございます。おっしゃるとおりです。ちょっと裁判費用を見舞金からという、見舞金が幾らになるかにもよるんですよ。ちょっと、使途が違うかなあという気もするので。私もぜひ、と思つていて。だから、逆に裁判関係費用みたいな感じにして、ちょっと私も提案させていただきますけどもやっぱり高裁以上になると、県外に行かなくちゃいけないとかつていったときの交通費なんかも、含めて、裁判に関係する費用ですみたいな感じで、もちろん弁護士さん、最初は地裁だから、いいんですけど。弁護士さんの費用っていう感じで、項目を出していただけたらいいかなと思うので。別々の方がいいですよ。

[「そうですね。」という声あり。]

○矢野会長

この提案で。はい。何費用と、弁護士費用と制限しちゃうか、それとも、訴訟関係費用とかなんらかありますか。

○池原委員

裁判支援とか。次のページにあります。

○矢野会長

ありがとうございました。
どうぞ。

○吉元委員

京都府のものをみると、弁護士費用の一部助成とか刑事裁判に係る旅費の一部助成とか、そういうのが項目としてありますね。

○矢野会長

だから裁判支援にすると今度再提訴がまた、再提訴はまたちょっと別であった方がいいなと思うので。ちょっとこの、弁護士費用と、旅費に使えるような項目が別にあったらいいなというの、提案として、やっていただければいいなと思います。

お願いいたします。

○池原委員

今の見舞金の5番ですか、これって犯罪を特定、限定するのでしょうか。罪種とか、故意の犯罪、特定の犯罪ってありますよね。ある程度限定される犯罪に適用されるのでしょうか。

○村上委員

なくていいんじゃないですかね。交通事故の被害であってもありますよね。マスコミ対応とかもある場合もありますし。

○池原委員

対象者の中にこれ、入れないでそのままということで、見ていいわけですよ。

○事務局（平良班長）

故意の犯罪になりまして、過失とかは入らないです。

○村上委員

裁判費用ですか。いや、そのようにする必要がありますか。

○事務局（奥間課長）

過失が含まれないということで。

○村上委員

いやそれは見舞金のこと言われてませんか。

○事務局（奥間課長）

そうです。

○村上委員

そうじゃなくて今、これ裁判費用、裁判費用っていうか、(3) 弁護士費用についてのことですよね。広島県がモデルとなっているものについてですよね。

○池原委員

(5)の方ですけど。今、どちらですか。

○村上委員

1の(5)と、次のページ、3の(3)と同じ内容で、今、見舞金の中に入れなくて、別項目にした方がいいのではないか、ということです。

○池原委員

そうですね。私もその方がいいと思います。

○矢野会長

ごめんなさい、整理しますと。ちなみに見舞金の方は、私、罪種制限いらないと思ってるんですけど、こちら故意犯ではいいってということですかね。ちょっと個人的には迷うところなんだけど。

○事務局（奥間課長）

見舞金はですね、故意の犯罪ということになります。

○矢野会長

罪種制限はしないという提案ということですね。故意犯はいいんだけど、いくつか絞ってるところありましたよね。見舞金はないのかもしれないけど。絞っているところがあると。

○事務局（大城統括監）

すいません。ちょっと事務局からですけど。

本日の審議会の中で、いろいろ委員の皆様の議論をしていただきたいってのは2点ございます。

一つは、まず、資料の1で示しているように、今、事務局の方で、他県のモデルケース、先進地を調べてですね、遺族見舞金、重傷病見舞金、精神療養見舞金、そういったものについては、これから具体的に金額、対象犯罪、対象者、支給制限、そういったものをどういった形にするかっていうことについて、本日の審議会委員の皆さんのご意見を参考にさせていただいた上で事務局で形を整えて、令和6年度の予算要求に向けて、これからまた関係部局と調整していきたいと。

もう1点その他の経済的支援ということで、今いろいろご意見が出てる裁判費用については、今の事務局の方で具体的なそういった要件とか、金額であったりとか、そういったものがまだ具体的なものはございませんので、それについては、この場で様々なご意見を出していただいて。先ほどのように交通事故も対象にすべきじゃないかというご意見があれば、そのご意見を出していただいて、それについては、また、持ち帰って、検討させていただきたいということです。

○矢野会長

分かりました。ありがとうございます。

そうしましたら弁護士費用のところは、ぜひやっぱり設けていただきたいっていう要望プラス、裁判関係のところについては、弁護士費用も含めて、故意犯に限定する必要はないんじゃないかっていう意見があったっていうのを残しといていただければと思います。

その他いかがでしょうか。

はい。お願いいたします。

○樋口委員

ちょっと、質問になっちゃうかもしれませんが。

犯罪被害者等給付金の中では、障害給付金という言葉も出てくるんですけど、今回の見舞金の中では、この障害のところは遺族見舞金や重傷病見舞金のところに含まれるという考え方なんでしょうか。障害が残っている場合は、見舞金は、犯罪被害者等給付金が支給されるまでの間に、なるべく早く見舞金を支給するという考え方なんですけど。障害が残った方の場合、今回はここには、見舞金の中では、特に、言葉としては、障害という言葉が出てこないんですが、これが必要ないのか、ちょっとよくわかりませんでした。

あと、遺族見舞金のところに戻って、パートナーシップ制のところの意見については、進んでいいですか。

○矢野会長

パートナーシップは後で、皆さんご意見あると思うので、1回おいて、はい。

確かに重傷病のところは障害がないんですけどこの辺は、はい。お願いいたします。

○事務局（平良班長）

こちらはですね国の方はあるんですけど。全国の内容調べた時に、この障害を要件に入れてるところが確認できませんでしたので、今回、都道府県の例を示した上でのということを示しておりますので。そこのところがちょっと入っておりません。

○矢野会長

やっぱり今樋口委員からご指摘あったようにこれスピード勝負だっという趣旨できっと入れてないのかなあとは思いますが、入れてはいけないということではないとは思いますが、入ってないんですけど。

○村上委員

2の傷病見舞金に該当せずに、該当しないけど障害が残るというケースがあるのかどうか、かなとは思いますが、そこをどう考えるかなとは思いますが、入ってないんですけど。

○矢野会長

多分。そっか。重傷を経て障害ということですね。重傷を経ないで障害が残るか。

○樋口委員

一般的には、負傷又は疾病が治療を経て症状が固定したというのを医師が判断したとき障害だと思えるんですけど、障害認定は、そういう障害の等級みたいなのをいつ判定されるかというところが、分からないので、それと関連して、治療までということかなと思えるんですけど。

すけど。この障害給付金のところは警察の方がみているのかとも思いましたけど。

障害の固定では、傷を負った段階で、例えば切断とかの場合もあります。まあ、その分は他法の障害福祉の制度を使ったりというのもあるとは思うんですけども。どこかできちっとカバーされていればいいかなと思います。

○矢野会長

おっしゃるとおり、最初から障害残るってわかるものありますものね。

○事務局（奥間課長）

よろしいでしょうか。

○矢野会長

はい。お願いいたします。

○事務局（奥間課長）

事例をですね。重傷病見舞金については、国からの給付金が遅いからということで対応をしております。

○矢野会長

そうですね。

○事務局（大城統括監）

ちょっと事務局から。

○矢野会長

はい。ありがとうございます。

○事務局（大城統括監）

今、事務局の方で、子ども生活福祉部の方で整理してる見舞金の考え方っていうのは資料1の方に記載させていただいてるんですけども、基本的に他県の事例や国の犯給法の考え方、そういったものを参考としながら作成しておりますが、基本的に重傷病見舞金については対象者としては、①②にございますけど、県内に住所を有する、1ヶ月以上の療養、犯罪被害に遭われて、仕事ができないとか、生活に困窮する、そういった方たちを想定して、見舞金として支給しよう。今、樋口委員の方からお話がありました、犯罪に遭われて、障害を負ってしまって、仕事ができなくて生活に困ってしまうということについては今この重傷病見舞金の対象者としては今想定はしていないところでございます。ただ、そういった方たちも、何らかの形で支援が必要じゃないかというご意見であれば、それについてはもう、この重傷病見舞金の対象者に含めることができるのかどうか、またあと、3 ページ目の上の方にあり

ますように、これは精神療養見舞金ですが、これはちょっとまた、内容が異なってくるんですが、そういった何かを、この今考えてるスキームの中で可能なのか。それが難しいのであれば、また新たなそういった支援策として、創設ができるのかどうかということで、検討させていただきたいと思います。

○矢野会長

分かりました。ありがとうございます。

おそらく今皆さんのご意見の感じで言うと、別途、読むとか、この、重傷病見舞金と精神療養見舞金の間に入れるなら入れるかなってイメージな気がします。その障害ののことに對する見舞金ってということですね。だけど、いつ認定されるかっていう問題とスピード感の問題があるので、該当するケースが必ずしも多いかわからないですけどもっていうところでしょうかね。そうするとですね、私がちょっと気になったのは、犯給法って2年なんですよ。申請できる期限が。これが短いってのはずっと言われてるところなんですけど。この見舞金は、そういった時間的制限は、設けないっていいんですか。もちろんスピード感で早く申請出したほうがいいんですけど。これぐらい経ったらもう、申請できないって要件を設けなくていいっていいのでよろしいでしょうか。書いてありましたっけ。どこかに。

○事務局（平良班長）

他県の例で言いますとやはり、給付の申請の期限というのが設けられていまして、例えば三重県で言いますと、犯罪被害を知った日から1年経過したとき、または犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、申請することができないといった定めがございます。

○矢野会長

1年と7年なんですよ。

○村上委員

ごめんなさい、何を知った日ですか。

○事務局（平良班長）

犯罪被害を知った日から1年を経過したとき、または犯罪が発生した日から7年を経過したとき。

○矢野会長

多分犯給法に合わせているんじゃないかなと思うんですけど。

○事務局（奥間課長）

事務局からですけども、やはり他府県でもそういった期間の制限があるようですので。そ

の辺りはやはり設けてくるかというふうに考えてます。例えば、30年40年とかですね。例えば書類の保存自体が、私ども行政機関としての3年保存とか5年保存というところとかありますので、その点の話でいくと。

○村上委員

もちろん期限は一定の期限を設けることが必要だと思います。ただ、この裁判費用って考えたときですね、今重大犯罪は、裁判員裁判になってですね、1年以内に裁判が始まらないとか、まだ1年経っても捜査中とかっていうことがあります。これはちょっと1年では短いのではないかなと思うので、どうするかはちょっと検討が必要かなというふうに思います。あと、やっぱり、1年とするか、2年とするかは、また検討するとしても、こういう申請にちゃんと繋がるように、援助に入らないといけないわけですし。申請がなかったのでもって、当然犯罪は知ってるけれども、こういう制度があることも分からないし申請手続きをする力もないっていう、被害者の方いらっしゃるわけですから、期限を設けると同時に、支援者が支援に確実に入るってというようなことも、どこかできちんとフォローする、規定なり何か制度なりが必要だと思います。

○矢野会長

はい。ありがとうございます。

少なくとも、裁判関係の費用については裁判がやってる限りは申請できるようにしていただけたらいいかなと、そういうふうに書いていただけるといいかなというふうに思います。最近の話でいうと例えば安部首相が亡くなった件、まだ裁判始まってないですよ1年経っているけど。なので、やっぱりちょっとすごく長くなってるものもあるので、そこは、ちょっと要件、後でご検討いただければと思います。全体的なところでちょっと1年は短いような、犯給法も2年なので、もう少し長くしていただけるといいかなと思います。やっぱり多くの方は、申請しようって思い立った時にはもう2年過ぎちゃってたっていう人が本当に多いので、それを救うために今、村上委員からご指摘あったように皆さんの方で広報していただくというのがすごく大事なんですけど。もう少し長くしていただけるとさっきの犯罪発生から7年ぐらいは、まあまあいいかなって感じはするんですけど。これ申請してみようかって思うところに、至れないって人が多分たくさんいるので、制限設けていいんですけど、なしにしろとは思わないんですけど。なるべくちょっとその辺も考慮して、少し長くしていただけたらなと思います。

○事務局（奥間課長）

その件はですね例えば今、矢野会長からお話ありましたけども、こういった期間の制限ですけどそのあたりの期限を検討して参りたいと思います。また、やはり今会長がおっしゃった広報ですね。広報としてですね、市町村へ例えばパンフレットを送付するとか、ゆいセンターにこういった相談があった際はですね、こういった制度、この制度が創設された際にはまた、相談を受けた際には、パンフレットをお示しして、申請をしやすいような形にした

と思います。

○矢野会長

ありがとうございます。

その広報をするには広報の費用がかかるんでね、本当に申し訳ないんですけど。パンフレットだって作ると、お金がかかるのはわかるんですけど。

○村上委員

今ちょっと市町村のことも出たので、資料1の3です。支援方法で早期に支払えるっていうことで直接支給っていうことは、賛成なんですけれども、市町村の方が被害に遭って、この制度を利用したっていうことを、きっかけというのも変ですが、その支給だけで終わらずにですね、市町村がその後、きちんとしたサービスに支援に入るっていうところまで、繋げていただけるような、何か仕組みが欲しいなというふうに。思うんですね。

○矢野会長

ありがとうございます。事務局の方たちがすごく苦勞しておられるのは分かるんですけど、沖縄県ね、何と言っても、県以外にないっていう現状がありますので。都道府県より広くその市町村に一切条例がない都道府県って多分もう7つぐらいしかないので、沖縄県遅れちゃってるので、それで皆さんも苦勞されているのは十分わかるんですけど。何かね、やっていただかないと困りますよね。市町村もね。

○事務局（奥間課長）

やはり委員の皆様方からも、市町村をしっかりと支援して欲しいという、ご要望がありますけれども。例えばですね、市町村を訪問する際にですね、こういった制度について、どんどん積極的にご紹介してるんですけども。やはり現場に行くとはですね、この間は、ある村だったんですけども、条例制定が一つ、ハードルが高いというお話がある。それでですね、他府県の事例を見ますと、条例を制定せずにですね、例えば災害見舞金の交付要綱みたいな形ですね、要綱を作って、犯罪被害者等に対する見舞金を費用として持つてるところもございますので、そのあたりは市町村もですね、条例にこだわらずに支給する方法という、今アプローチの仕方として考えてます。また来月には、うるま市の方に行って、直接首長に会って、こういった話もしたいなというふうに考えています。また、先ほどお話申し上げましたけども、町村会場で、もしくは市長会、そういった場でですね、首長が集まっている場で、積極的に働きかけてはどうかというお話もありましたので、そのあたりは、市長会、町村会、へ積極的に出て行って、説明していきたいというふうに考えています。

○矢野会長

よろしく申し上げます。

はい。そうしましたらさつき樋口委員が出していただいた。同性パートナー対象にするか

というところ、少し議論しましょうかね。

県が全然、パートナーシップ、なかなかやっていただけないものですから。いかがでしょうか。さっきせっかく樋口委員に口火を切っていただきましたので。

○樋口委員

考え方としては、やはりこれから様々ないわゆる家族の形があると思いますので、様々なご本人にとって大切な人といいますか、信頼の置ける人を含めた関係者を対象にするっていう考え方で、いいんじゃないかなとは思いますが。見舞金対象の中に、これまた法的には違う、事実婚を含む対象っていうのもありますし、ですので、ぜひ、推進していただいて、見舞金の対象に。いろんな様々な、保証人問題とか、身寄りのない方とか今後もとても増えていきますので、そういう意味でも法的な親族っていうか、そういうことじゃない形に。ご本人が信頼している方に、今後の、主たる支援者として、関係者として一緒に取り組んでいただかなきゃいけないことも出てくるので。パートナーシップを進めていく方針としていただけたらなと思います。

○矢野会長

ありがとうございます。いかがでしょうか。

○吉元委員

私もちょっとがっかりします。ただ、パートナーシップっていうのはパートナーシップ、その宣誓をしている方だけが対象なので、事実婚は認めてるけど同性に関してはパートナーシップの宣誓をしてる人だけ。

○矢野会長

そうですね。やってるところはですね、ちょっとそれはどうかな、しかも沖縄県はないのになんていうところですね。

○村上委員

多分皆さん、当然、同性パートナーの方にも支給すべきっていう方向かなと思うんですね。あとは、どういうふうに判断するか、仕組みですよ。これと一緒に刑罰っていうかね。

○吉元委員

例えば、一緒に居住していて、生活実態があるとか。そういった関係性の証明があったらどうでしょうか。そういう実態があれば。事実婚は認めているから同様の扱いの方がいいのかなとは思いますが。

○矢野会長

ありがとうございます。おっしゃるとおりで、だから、事実婚はいいって犯給法も、ここ

にも明記されているのに、なぜそれが、異性だけなんだってというのはやっぱり、犯給法でも今、最高裁まで争ってるところなんですよね。でも一方で、もういわゆる損害賠償とか慰謝料に関しては、同性パートナーでも認めるっていう最高裁判決出てるので、こういう認知なことに関しては同性パートナーをこの事実婚を認めるっていうことは裁判的にも別に全く問題ないところですので、この審議会としてはもう当然のことながら同性パートナーもこの事実婚に含まれるというご提案をしたい。県の先進の自治体の例として県にパートナー要綱があればっていう。それを待って要件としたいっていうご提案よく分かるですけど。このメンバーで多分それを待っているのは遅いっていうこと。やっぱり異性のカップルは、事実婚でいいのに、同性のカップルだけ何かそういうことを求めるのは、おかしいんじゃないかという、まとめると多分そういう意見なんです。けど、じゃあ、どうやって判断するんだ、というふうにきつとられると思うので。一つはもちろんそのパートナーシップができて、それを持ってきていただくのが一番判断しやすいから、今例えば那覇と浦添にはあるので、それを持ってきた方っていうのはもちろん認めていただけたらと思うんですけど。逆に言うと那覇と浦添以外にはないので、持ってくることはできませんから。そういう時にどうやって認めるかっていう基準として、どうしましょうか。とりあえず。同じところに居住してるにしますか。何かないと多分皆さん困っちゃうんだと思うんです。だから本当は同性パートナーこそ一緒に住所届けてないカップル多いだろうなと思うんです。職場にわかっちゃうとかいろいろあって。実際には一緒に住んでるけど、もう一戸アパート借りてるみたいな人が多いだろうなと思うから、本当は同一住居の要件も、狭いなどは思うんです。思いますけど。何か決めとかないと多分皆さんすごい困っちゃうので。どうしましょう。どうしましょうか何かいいアイデアありますか。いかがでしょうか。皆様いろいろご存知なので、何かいい案があれば。

○村上委員

その案があるわけではないんですが。この審議会としてはもう認めるべきということ強く言って出していただいて、じゃあ判断する県は、どうやって判断するのか、むしろ考えてもらった方がいいように思います。判断難しいからもう、急いでパートナーシップ制度を作るとかね。投げかけた感じがします。

○矢野会長

でも事実婚って、村上先生、どうやって認めてるんですか、普段。

○村上委員

今、考えていたんですけどね。やっぱり住民票が一緒である、などはあると思います。

○矢野会長

やっぱりね。です。よね。

○村上委員

生活実態でやっていきますよね。当然子供さんがいらっしゃるカップルも。

○矢野会長

養子さんとかって結構、同性カップルでね、お子さん持ってる方もいらっしゃるから。

○樋口委員

よく、入院していた方が亡くなって、いわゆるパートナーの方で、遺族年金を申請する時には、その関係者の周りでよく見ていた方たち、第三者が事実婚関係・生計同一関係を申し立てする書類がありますよね。ちゃんと、お見舞いに来ていたかとか。生活実態として、近所の方、大家さんとか、入院してた施設の方とかに、そういう書類に書いてもらうことがありますよね。

○矢野会長

ちょっと調べていただくってことにしましょう。わかりました。ありがとうございます。

審議会としてはもう、まず同性パートナーはここに入るべきだ。これも強く横お気づきだと思いますが以前からのご提案です。もう絶対に入れて欲しいということ。それにあたってはじゃあどう判断するかってのは少なくとも那覇、浦添みたいな確かあるところは、じゃそれ持ってきてもらう。県についてはもう、だからさっさとやってください。とすごく言っていたご提案いただきたいのと、もしそれが間に合わないということであれば、いわゆる事実婚を認定するときの生活実態、年金を請求する時とか、あとその他の一番わかりやすいのは住民票、同じところに住んでおられるとか。そういう生活実態の証言を持ってくるとか。きっとやってらっしゃると思うんですね業務の中で、事実婚認定する場面あると思うので、それを参考にさせていただくっていうことを提案してましたっていうので、まとめていただければと思います。

○事務局（平良班長）

あの、補足で。今、導入してる東京都、三重県なんですけど。犯罪被害者見舞金だけじゃなくて、他の支援制度もですね、例えば住宅確保給付金とか生活保護、あと養育里親とかですね、他の制度の利用できるような形で、県全体で考えてるところもございます。

○矢野会長

はい、ありがとうございました。審議会としてはもう、見舞金だけじゃなくて、全部に同じように、そこに差別がないようにすることを強く提案していたとメモっていただければと思います。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。気になっているところ。

○吉元委員

資料1の3ページの今後の検討事項ところが、③が米軍属ってなってるので、米軍属に限定せず外国人の方が被害者になられた場合の通訳費用とか、そういったことかなと思います。

○矢野会長

ありがとうございます。そうしましたらですね、今後の検討事項のところですよ。そうか。対象者の検討のところにして。そしたら。現在、他の都道府県では、やっぱり県に住んでる方、ていうことで、しているんですけども。沖縄県の場合、観光に来て被害に遭われる方がもうかなりいるという点と、あとは、いわゆる米軍属関係のあちらの方が被害に遭うこともあるっていうことですかね。あと観光客が必ずしも日本人ではないといった場合に、どうするかっていう点でしょうかね、今、まとめると。吉元委員から、ご提案いただいたところ、ここについては皆様いかがでしょうか。

○池原委員

すいませんちょっと的を得ているかどうかどうかよくわからないんですけど、前から言ってるように、観光客の関係で住所が沖縄にないから支給できないっていうのは話は出てるんですけど。やはり沖縄に来て重傷を負って入院しなきゃいけないというときに、やっぱりその間の費用とかいろいろ出てきますよね。だからそういう場合ってどうなるのかなあって、すごく今気になっていて。多分、犯給でもここで大きな事件事故で亡くなったり、あるいは重傷を負って県外に戻って、犯給は引き継いで、多分県から県に引継ぎがあるかと思うんですね。ただこの場合に一時的に、ここで治療してっていう場合、その住所地の県に沖縄県から繋いで、住所地の制度を活用するっていう意味なのかですね、ちょっとこの辺が私もまだ理解できてませんので、お願いいたします。

○矢野会長

県外の方は沖縄で被害に遭ったときに、その方の住所地の方に県の方から連絡はする感じなんでしょうかね。まずは。

○事務局（奥間課長）

今そういった形を想定しています。

○矢野会長

ない都道府県は、もう、ないからっていうところなんですよ。

○池原委員

それじゃすいませんもう一つ、逆なんですけど、他県で、事故とかなんかあった場合に、他県から沖縄県にそういう制度がないですかという照会っていうのはあったんですか。ありますか。まあ、沖縄県は、まだ条例がなかったから。

○事務局（奥間課長）

これまではないです。例えば、1例ですけど、住所をこちらに置いて、県外の大学に行っていて、住所を移してないけれども、その先でといった場合には、住所地はこちらですから、こちらで支給ということになります。

○矢野会長

逆に言うと今までは沖縄県の方が他県で被害に遭ったときには、もらえてなかったっていうことかなと思うんですよね。ないんですもんねだって。ないから連絡も来なかったんですよね。だからそれはずい分、ある意味お気の毒だったなあというところですね。もう全部できたんでしたっけ。まだ2県ぐらい残ってたんでしたっけ。あるんですよねまだね。岩手、山梨、結構ありますね。そうですねだってそうそう。四十何番目だったから。うちが。そうするとやっぱり、その人が沖縄に観光に来てるとき被害に遭ったら、やっぱりもらえないんですよね。それはその、その自治体のせいだって言えばそうかもしれないんですけど。やっぱり観光県をこれだけ謳うなら、同じ額じゃなくてもいいかもしれないけど、少なくとも観光で来た方が、沖縄の人の加害によって被害に遭ったときと違っていうふうにしてもいいけど。何かあってもいい。特に沖縄に来て性被害に遭う方とかいらっしゃるから、ちょっとそこら辺が、気になるところなんですけどね。皆様いかがでしょうかね。どうでしょう。

○村上委員

もちろん予算との関係だと思うんですけど。件数的にどのぐらいあるとか。あとはやっぱりその方の住民票があるところで、何らかの支援があった場合に、沖縄県に来て、被害に遭って、矢野先生が言われたように、同じ基準でということは、さっきどこかにありましたよね、何か二重取りは避けるために。それはそうだと思うんですね。ただ一時見舞金みたいなものを出せるのであればもちろん制度はあったほうがいいと思います。

○事務局（奥間課長）

事務局からお答えします。沖縄県のこういった形で、住所がうちになくても支援できるということ考えたことありますか、やったことありますかってことをですね。他の県にあたりますと、その県で、税金を納めていないということで、ちょっと話が厳しいと。例えば、離島の市ですけども。例えば、住所は県外に置いて、実際住んでいるのは離島の市に住んでいると、そうなりますと行政側の要望でいきますと、交付税措置がされないんですね。普通交付税ってのは結構大きいものがありますので、結局基準の数値ってのは人口が関わってきますので、交付税は、例えば交付税はその分の人数を置いていないのに、行政サービスはしないといけないと。そういった点でサービスしてるのに、交付税が入ってこないというお話がありました。ですからやはりその辺がですね、住所地というのは、同じ県民でもどう説明できるのかと。

○事務局（大城統括監）

ちょっと補足ですけど。基本的にこの見舞金の制度設計の中で財源をどうするかというところで、基本的には一般会計の今想定してる一般財源は基本的には県税が主になります。やはりそういった中で、その県税を財源として見舞金として支給する対象が、県外の方になった場合はですね、また県民に対して、当然行政はしっかり説明する、説明責任もありますので、なかなかそれはまた県のやっぱり状況とかも聞いてみると、やはりその辺があって、対象者を、やはり県内に住所を有するものにある程度絞り込めるといような話がほとんどでしたので。沖縄県も今のところその対象者、観光立県ということでそこは承知はしているんですけども、なかなかやはりそこは今ハード的に厳しいのかなということでの整理となっていて、今後そういうご意見ありますので、何かまた次、考え方の整理がしっかりできれば、また対象者今後広げていくといような検討も可能かなと思ってます。現時点では。そういう考え方で今考えています。

○矢野会長

ありがとうございます。おっしゃってることすごくわかるよね。なので、ちょっと気になっているのは、やっぱりその観光に来て沖縄の人に加害された人っていうのがちょっと気になっているので、もしあれでしたら将来的にその別枠でそういうケースのときだけ何かちょっとお見舞金を出すみたいなのを。もし。

○池原委員

今の説明を受けて本当に納得はしてます。一応、一つの提案ですけども、要は、私がいるゆいセンターでは、全国ネットワークの、見舞金ではないんですが、治療費とかに使える緊急支援金という制度があります。前は5万でしたけど、2ヵ年ぐらい前から10万円、状況によって20万とか、全国の誰でも使える。その代わりゆいセンターに繋がって、ゆいセンターが認めないと申請できない。その緊急支援金は、本当に3日ぐらいおけるものなんですよ。本人の口座にです。今の状況だとそれを活用できるのが一番いいなと思いましたし。ただ問題はそこに繋がないと何の意味もない。正直言って、ゆいセンターに繋がらない被害者がたくさんいるんです。事件も起きてるけど、これが結局、広報の問題にまた繋がってきまして。やはり市町村の人、或いはその病院関係者、その被害関係者等、被害者が困ったときにどこに助けを求めらるかっていうところ、県が駄目ならそこ、或いは逆に、その今の緊急のパッケージもやっぱり、ゆいセンターに繋がらないと。重傷病とかそういう人たちを、警察でもできないところを誰でもができるわけではないので、やはりその辺の広報啓発がすごく今重要だなと改めて今認識したところなんです。正直言ってセンターの緊急支援について公表したくないような状況もあるんですけど。ただむやみにね、お金だけを請求するために活用されては困る、本来の支援をしていく中での位置付けっていうことなのでその辺をしっかりと理解してもらってというのがあります。全国ネットワークもあくまで本当に犯罪被害者のためなので、緊急支援金をもらったからといって県の見舞金が減らされるとかそういうのはありませんと言ってます。あくまでも緊急なので。県よりもさらに緊急な場合に請求してくださ

いと。それは重複する場合もあるということで必要性があればやってくださいってことは以前に照会して確認をもらっております。全国ネットワークも日本財団の助成を受けて被害者支援をすごくやっておりますので、やはりそういう場合は、緊急支援金制度の活用に繋げていけばいいかなと今改めて感じたところですよ。以上です。

○矢野会長

広報いただく時にぜひゆいセンターのことも書いていただいたらね。いいかなと思います。

はい。他にいかがでしょうか。あと事務局の方で、これやってくださいとか。ごめんなさい、重傷病とか精神療養見舞金に関しても、要件は遺族見舞金と同じということによろしいですよ、絞る必要はないということによろしいでしょうか。今のご提案だと、みんな同じ条件っていうご提案ですよ。絞ってる県も自治体もあるけど。県のご提案としては、この要件のところは、対象者のところは全部同じっていうご提案ですよ、遺族と重傷病と精神療養と。

○村上委員

精神療養は、違うんですか。対象犯罪。

○事務局（平良班長）

重傷病見舞金については対象犯罪は、遺族見舞金と同様になります。対象者については住所要件は一緒なんですけど、治療の1ヶ月以上の療養というところが出てきます。支給制限は一緒です。

○矢野会長

はい。精神療養見舞金は、あ、そうかこれ、こちらが対象犯罪が特定の犯罪にするのか、故意の犯罪を同じでいいのかっていうところを。

○事務局（平良班長）

そうですね。対象者も3ヶ月以下の療養、という。

○矢野会長

そうですね。じゃあ、この精神療養見舞金のところ、皆さんお詳しい方もいらっしゃるの、ここ。どうでしょうか。まず対象犯罪のところ。故意の犯罪で、よろしいですかね。限定しなくていいかどうか。

○村上委員

すいません。資料3に書いてある要件と、資料1の要件とが違いますよね。資料1の3ページ。ウの(イ)は特定の犯罪だけしか書いてないんですけど、資料3は、2つ書いてある。

○矢野会長

本当だ。

○事務局（平良班長）

資料3は全体の場合を書いてあります。

○矢野会長

なるほど。

○村上委員

提案は、資料1のほう。

○事務局（平良班長）

資料1は、モデルケースのところですよ。

○吉元委員

特定の犯罪行為の中に傷害が入ってないので、なんでないんだろうと。

○矢野会長

医学的な方の要件がかかっているんで、犯罪で絞る必要はないんじゃないかなと思うんですけど。

○河井委員

精神療養見舞金っていうのは、当事者が対象っていう限りになるんですかね。遺族も対象になるんですかね。そうするとやっぱり、何で殺人が入ってないのっていう。

○矢野会長

いや、だから本人だけっていうことなんですよ。だから。ご遺族も入れた方がいいですよ。

○河井委員

私の知ってる限り事件の後に、精神科にかかるご遺族ほとんどなので。それも、1、2年どころの話じゃないので。そこは何で当事者だけなんだろうと。ちょっと疑問があります。

○村上委員

すみません、この1と2と3は重複してもらえますか。2と3は、もらえるっていうことですね。

○事務局（奥間課長）

今のご質問は、遺族見舞金と、重傷病見舞金と、精神療養見舞金と、3つ重複してということですか。

○矢野会長

いや、重傷病と遺族は多分かぶらないから。重傷病になり、もちろんメンタル的にもすごく被害を受けておられる場合に、例えば2と3は、両方申請できますよねっていう。

○樋口委員

資料3の、(3)精神療養見舞金の中にも、精神疾患の場合があります。

○矢野会長

重傷病見舞金で対応できないかっていう、話し合えていうことだと思うので、逆にこの皆さんがどう思われるかを今聞いてご提案した方がいいかなと思います。審議して欲しいこととして。

○河井委員

例えば、旦那さんが、何かしら事件に巻き込まれて、入院が重傷病見舞金が支給される対象になったとしたときに、そのご家族が看病で大変な目に遭ってて、もうメンタルめっちゃめちゃになってる中で、そのご家族に対しては何か手当はないんですかってところが、疑問です。

○矢野会長

はい、すいませんじゃ、ちょっと整理しましょう。

まず、1個目ですね、対象犯罪は、特定の犯罪には絞らず、故意の犯罪行為。にする。というのでよろしいですかね。それに伴って、故意の犯罪行為という対象にするのであれば、ご遺族もこの精神療養見舞金の対象に入ってしかるべきではないかという。ご意見が今あったところなんですけれども、それについては皆さん、当然に入ってるべきだということでもよろしいですかね。

はい、わかりました。そしたら、すいません審議会からの提案としてはまず一つ、対象犯罪は、絞らない特定にはせず、故意の犯罪行為にさせていただきたいなぜなら、いろいろなケースがあるから。対象者の中に、多分これ想定としてご遺族を入れていないのではないかと思うのですけれども。今の河井委員の話聞いてもわかりますし、本当に。ご家族の、精神的な苦痛ってとても大きいと思うので、この精神療養見舞金の対象者の中には、ここの書いてないんですけど。ご遺族が入っていると、いうように。

○事務局（平良班長）

標準のものでは、被害者当事者と。

○矢野会長

なんですけど。審議会としては、ご遺族をここに入れていただきたいというお願い。

○事務局（奥間課長）

こちらですね、今のところ当事者しか想定してませんので、審議会のご提案として。

○矢野会長

はい、ぜひ。いや普通で考えても、ご遺族の精神療養の見舞金って絶対あった方がいいなと。多分ここは今全員そういう意見なので、こういう意見でしたということで、お願いできればと思います。

あとこの審議としては、療養期間がこれで聞くっていうのがあるんですけどこれちょっと私自身はあんまりわからないところなんですけども、他の委員の皆様、本当はもっとね、あれでしょうけど。いかがでしょうかね。そうですね、今この聞かれてるところとして、療養期間はどれぐらい適当かっていうのはこの精神療養見舞金のところにだけ、県の方から出しているんで。この3ヶ月以上の療養かつ労務不能通算3日以上っていうのと、1ヶ月以上の療養かつ労務不能通算3日以上っていう候補が多分他にあるんだと思うんですけど、他の自治体にあるんだと思うんですけど。これ働いてない人は、学校行かれないとかそういうのでいいってことですかね。労務不能通算3日ってあるけど。働いてない方もいらっしゃるよ、専業主婦の方もいるし。学生さんもいる。けど、これ要するに3日間。

○村上委員

なんか、「かつ、労務不能」は必要ないような気がしますけどね。すごく大変なんだけど。休めず、仕事に行って、なおかつ、もっと悪化する方もいっぱいいらっしゃるって。

○矢野会長

逆に休まない、うん。

○村上委員

大変な人ほど、休めないっていう。

○矢野会長

そうすると、まずわかりました。労務不能の部分は切ったほうがいいんじゃないか、というのが一つなんですけど。あとこの3ヶ月と1ヶ月。他の多分先進県が、両方があるんだと思うんですけど、いかがですか。

○吉元委員

PTSDの診断基準1ヶ月以上で、それ未満は急性ストレス障害になるんですけど、3ヶ月ってちょっと長いっていう感じがすごいです。2週間ぐらい眠れかなったらもう本当にきつくなっちゃうので、ちょっとスパンが長いと余計に負担が大きくなって、健康を害するかなと。

○矢野会長

1ヶ月でもほんとそう。長い気が。

○事務局（平良班長）

特定の犯罪の時には3ヶ月以上ということにしていますけど、それ以外ですと、1ヶ月以上。国の犯給制度の重傷病も1ヶ月以上となっています。

○矢野会長

わかりました。じゃあ、犯罪行為は限定せず、私どもの提案としては、1ヶ月以上の療養。という提案をしていただくということよろしいですか。

○事務局（奥間課長）

ご提案として、こちらの方で、お受けします。

○矢野会長

ありがとうございます。これが本当にそうなったらいいですね。いいなと思います。もうだんだん時間が迫ってきてるんですけど、支払いの方法って、ここで少し検討した方がいいですか、それとも、むしろこれはそちらで、やりやすいのを検討いただいた方がいいですかね。

○事務局（奥間課長）

事務局の方ですね、資料3の3ページ目で、直接給付ということで、こちらとしては考えています。

○矢野会長

検討していただいているんですね。

○事務局（奥間課長）

例えば、今のところ想定ですけども、申請をゆいセンターで、広報も兼ねてやっていただいて、最終的には、県の方に書類を提出いただいて、支給ということを考えています。

○矢野会長

分かりました。じゃ、もうほとんど時間ですが。そしたら、ここに挙げていただいたもの

は大体、今検討できたかなあというところなので。

○村上委員

すみません、この貸付金とかっていうのは、どうするんですか。

○矢野会長

はい。そこを今。このいわゆる見舞金のところ、1枚目のところは大体できたかなと思うんで。残りの時間で、少し。また、次回以降出してくださるんだと思うんですけど、この見舞金以外の、今、村上先生が言ってくださった、貸付金とか、再提訴とか、この辺で、今日、弁護士費用のところは絶対お願いしたいっていう意見を既に出しているんですけども。あと、これもちょっとできれば検討して欲しいなというところがありましたら、残りの時間、出していただきたいと思います。じゃあ、どうぞ。貸付金。

○村上委員

貸付金もぜひお願いしたいと思います。もちろん、返済義務は貸付金なのであるということなんですけど。そうだとでも見舞金だけでは足りないし、必要な方々、借り入れたっていう方がいらっしゃると思うので、お願いしたい。

○矢野会長

ありがとうございます。このその他のいろいろな2番以降の貸付金、とか、居住支援とかっていうところは、また次回ご提案いただけるということなんですかね。先ほどまだモデルケースを調べてないんですっておっしゃってたので。

○事務局（奥間課長）

貸付金については、まだ。今後また検討してまいります。

○矢野会長

ぜひ。やっぱり沖縄県は経済的に厳しい方が多いのでね、見舞金が幾ら出せるかっていう、県の懐事情もあるところなんですけど。貸付金についても少しご検討いただきたいというご提案今いただきました。あとは再提訴費用は、他でも出してる所多いので、ご検討いただけたらなと思います。大体これ、忘れちゃって、忘れちゃってるっていうか忙しくてね、何か。本当にやったらいいと思いますね。あとはいかがでしょうか。この見舞金以外でも、先ほど裁判費用の話は弁護士費用を含めて出ましたけれども。

○吉元委員

ちょっと、確認をしたいことあるんですけども。池原委員の方に。先ほど言ってた緊急支援金ですが、これっていうのは、どういうタイミングで、繋がるのか、どのタイミングでも申請しようと思えばできるんですか。

○池原委員

もし、ゆいセンターに相談、或いは警察から情報提供、或いは本人から相談があった場合に、例えば、今すぐこの人のために支援すべきことは、まず転居を優先するっていう場合に、転居費用が出るんですね、10万。もしくは、それ以上のものも出ます。あと、けがをした時の治療費が、もう生活が苦しくて出せないっていう場合にも出せます。それから、離島から本島に来る時の裁判に関する費用とかそういうのも出せます。ただし、生活費には使えない。契約費とか、本当に緊急の支援金。

○吉元委員

気になってるのは、この裁判がスタートするまでの期間が、被害者の方って一番しんどいんですよ。直後から。離島だったらもちろん、本島に何回も足を運んで警察の事情聴取に答えたりとか、検察官だったりとか、しなきゃいけないとかってあると思うんですけど、それは裁判が始まる前の話なんです。その段階での支援っていうのはできるのか。

○池原委員

できます。だから離島から、やっぱり何かそういう方相談をしたいけど、例えば病院も、那覇でしかない病院、ここでしか治療できない場合に、もうそのお金もないっていう時に、その費用を出しましょう、とかですね。あと緊急避難の場合もどこも借りれない。警察のも使ったけども終わったという時にも、ホテルの宿泊料。或いは県外から家族が来て、沖縄で被害に遭った家族がいて、県外から来ました。でも、泊まる場所がありませんという場合に、ホテル費用としても出せます。だから、ゆいセンターに繋がれば、その応用ができるんですね。本当に必要性、ある意味これは各県のセンターの信用度です。だからセンターが、お願いするからにはそれだけのものがちゃんとあるんだっていうことで、緊急支援金を給付しているんですね。

○吉元委員

やはり、もう周知徹底をいかにするかということです。警察が関わってたら、必要な方はゆいセンターに。

○矢野会長

繋がらないんですよ。

○村上委員

警察内の周知ですね。県民にとって言ってもね。

○吉元委員

一番は警察ということです。

○池原委員

それもすごく課題で。だから本当に事件があれだけあるのにうちに繋がるのが本当に何%なんです。犯給の対象なのに繋がれてないケースもあります。繋がれてないのか、本人が必要としてない、支援は今要りませんということでもかもしれませんが。そうなるとなかなかね。再度というのは、なかなか。

○吉元委員

だからこの条例を機に、警察もきちんと窓口を徹底して紹介する。市町村の方でも何かあれば書類を提出しに行ったりとか、分かることもある。ですので市町村の窓口でもきちんと徹底する。病院の方でも医療機関にかかって、そういう背景がある方だってわかれば、こういったところに相談したことがあるか確認して、行ってもらうようなことをするとか、みんなやらないといけない。

○池原委員

そうですね。確かに。

○矢野会長

広報資料作る時にぜひ広く情報を拾って、あの資料もこの資料もってきつとやらないから、今度新しくきつと作ってくださると思うので、その時にぜひ、いろいろ載せていただければと思います。

○事務局（奥間課長）

広報の仕方もういろいろ今後考えて、工夫してやっていきたいと思います。

○矢野会長

せっかく、何かいいのになりそうなので。

○吉元委員

支援、当事者の団体もちゃんとあるっていうことも伝えるように。

○矢野会長

はい。ありがとうございます。ひとまず今日ここまででよろしいですかね。はい。じゃあ、予定の時間ちょうど来ておりますので、限られた時間ですけども本当にいろいろ、ご意見ありがとうございます。ぜひこれを生かしていただければと思います。事務局の方に、お返しいたします。

【3 連絡事項】

○事務局（奥間課長）

はい。矢野会長、委員の皆様、ありがとうございました。それでは大城生活企画統括監からお礼を申し上げ、その後、事務局から事務連絡がございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（大城統括監）

矢野会長はじめ委員の皆様、本日はお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。また、多岐にわたる貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。あと御礼なんですけども、この場を借りて御礼申し上げたいんですが。去る5月にですね、矢野会長の方から池田副知事に、沖縄県犯罪被害者等支援計画についての答申をさせていただきました。6月に庁内の内部の手続きを終えてですね、きっちりした製本は今、印刷所をお願いしているところですが、一応綴じたものを委員の皆様の方にはお配りしております。本当に重ねて御礼申し上げます。

本日議論いただきました貴重な御意見につきましては、これからまた事務局の方ですね、持ち帰りまして、誠意検討して、可能であれば令和6年度にですね、この経済的支援の創設ということで、関係部局の方と、今後調整して行って、実現に向けて取り組んで参りたいと思いますので、また、皆さんに、いい御報告ができればということで、頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様には本県の犯罪被害者等支援の一層の推進に引き続き、お力添えいただきますようお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

○矢野会長

ありがとうございました。

○事務局（平良班長）

事務局より公表用議事録の確認についてご連絡をいたします。本日の会議結果は、県の附属機関等の会議の公開に関する指針に基づき、公表するということになっております。後日、担当の方から皆様、委員の皆様へ、議事録の確認の依頼をさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。事務連絡は以上でございます。

○事務局（奥間課長）

それでは以上をもちまして、令和5年度沖縄県犯罪被害者等支援審議会を閉会とさせていただきます。本日はご多忙の中の中にもかかわらずご出席いただきまして、ありがとうございました。

○村上委員

今後の予定みたいなものを聞いてないです。またあるんですか。

○事務局（平良班長）

次回の審議会は、来年の7月ごろを予定しております。

○矢野会長

じゃあ、これがどうなったか、またぜひ、教えていただきたいと思います。

○事務局（平良班長）

ご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

○矢野会長

よろしくお願いいたします。

○事務局（大城統括監）

補足ですが、基本的に審議会については大体例年、7月、年度当初にですね、前年度のこの計画に記載しております施策の取組状況、実績を報告させていただきまして、委員の皆様から御意見をいただいて、評価をしていただくと。で、この評価していただいた内容について、例えば令和6年度であれば、7月に開催して意見をお伺いすると、その意見を踏まえまして、令和6年度の取り組みに反映できるものを反映させていく。また予算要求とかですね、そういった財政的な面での取り組みが必要なものについては、関係部署の方で、そういった次年度に向けた予算等取り組みについても検討いただくというような形でPDCAを回すような形でやっていきたいと。あと、また事務局の方ですね、当局の方で、臨時で、審議会の委員の皆さんのご意見をお伺いしたいということは、また臨時で、審議会を開催したいということで考えてます。基本的に定期の開催については、年1回、大体7月頃を目安として考えているってところでございます。以上です。

○村上委員

すいません。結局どうなったかっていうのは、いつ、どうやって分かるんですか。県の経済的支援がどうなったかは。

○矢野会長

今日の提案が取り入れられたかどうかは。

○事務局（大城統括監）

令和6年度の作業スケジュールとしてですね、これから8月ぐらいに総務部方に箇所新規ということで、予算要求することになると思いますので、当然それまでには、今回の経済的支援の中身ってのは、ある程度形を作って、総務部の方に、提出する形になります。それを調整をして、年明け1月ぐらいに予算内示があります。その時にはもう、令和6年度の、まず認めらるか認められないか、認められた場合、どういった形で予算が認められたのか、つ

いたのかということはお報告できるかなど。

○矢野会長

ありがとうございます。

○村上委員

すいません。どういう形で、なんていう項目で、この予算、経済的支援については、まとまるんですか。結局、私たちは条例の中に入れていただきたいということを結構言っていたんですけど、条例の中では単なる、見舞金制度っていう、ぐら이었다と、条例かな。基本計画か。だったと思うんですけど、この具体的な項目で幾らかとかっていうものは、何の形としてまとめられるんですか。

○事務局（平良班長）

見舞金につきましては、見舞金支給要綱というのを作ります。この中に金額とか要件とか入ってきます。

○村上委員

わかりました。この要綱はホームページとかにも載るんですか。

○事務局（平良班長）

それを、公表してるか、ちょっと、確認してまた。委員の皆様には、提供いたします。

○村上委員

わかりました。

○事務局（大城統括監）

一般的な県の事務の流れといたしましては、まず予算が認めらたと。そうすると、その予算の交付にあたっての交付要綱、支給要綱みたいなものを担当課の方で作成して、その要綱に基づいた形で、要件を確認した上で、該当する方には支給するというような流れになりますので、まず予算が認められるっていうのが先にあって、そのあと交付要綱の策定で、早ければ令和6年度の4月とかそういう時期に、開始されるというような、流れとしては、通常の一般的な流れはそういう形になります。

○村上委員

わかりました。

○矢野会長

公表されないとね、申請することもできないから。

○村上委員

委員の方にはぜひ、メールなりで教えていただきたい。

○事務局（平良班長）

周知しないとイケませんので、チラシとかですね。その際に要綱も。広報の際に。

○事務局（大城統括監）

すみません、ちょっと細かくて申し訳ありません。ちょっと具体的に、これから、そういう予算の折衝とか、事務手続きになると、決まった後じゃないと、やはり、お伝えすることができなくて。こういう今状況ですよとか、こういう内容で調整しますよっていうのは、申し訳ないんですけども。

○矢野会長

もちろん。で、結構その金額は、うちの県の財布によるじゃないですか。だから金額を、無理難題を言うのは、無理だとわかっているんで、ぜひそのどういう人に差し上げたいかっていうこの理念の部分、できれば審議会の、なるべく意見を取り入れていただけるとありがたいです。金額はね、本当は高くして欲しいけど、沖縄県のお財布事情でそれはもう強く左右されるのはわかっておりますので、理念の方については、少しご考慮いただけたら、よろしくお願いします。ありがとうございました。